

# 市民参画・協働のまちづくり指針

あなたが蕨にできること  
蕨があなたにできること

蕨 市

平成19年2月

# 目次

1 指針策定の背景	2
2 市民参画・協働の基本方針	4
(1) 指針の目的	4
(2) 推進の柱	4
(3) 市民参画・協働の定義と指針の対象	4
①市民参画	4
②協働	5
(4) 推進にあたって	6
(5) 指針の見直し	6
3 市民参画・協働推進の取り組み	7
(1) 市民参画制度の整備	7
①情報公開・提供	7
②市民参画の機会の拡充	8
③市民への制度の普及	9
④職員による制度活用の推進	10
(2) 協働の仕組みづくり	11
①NPO、ボランティアなどとの協働の基盤づくり	11
②センター機能の整備	12
③まちづくりへの展開	12
④協働のまちづくりを推進する職員の育成	13
● 資料編	15
・ 蕨市民憲章	16
・ 蕨市コミュニティ(近隣社会)づくり推進条例	16
・ 蕨市まちづくり条例	16
・ 第4次蕨市総合振興計画	18

## 1 指針策定の背景

### 全国的な地方自治の潮流

市民参画・協働の基盤となる「地方自治」は、日本国憲法において制度として保障され、その本旨は「住民自治」と「団体自治」とであるとされています。「住民自治」とは、地域のことは地域の住民の意思に基づいて行われるということであり、「団体自治」とは、国から独立した地方自治体が、団体自らの意思と責任のもとで行っていくということです。しかし、実際には、戦後も中央集権的な仕組みが続き、「住民自治」「団体自治」は十分に育ってきませんでした。例えば、地方自治体の行政活動に対し、市民の意思を反映させることを目的に、意見を述べ、または提案などをする「市民参画制度」についても、審議会や公聴会など一定の整備がされてきましたが、行政からの情報が不足していたり、また、十分に市民に開かれた場でなかったりという状況があり、制度の形骸性が指摘されてきました。

しかし、平成12年のいわゆる地方分権一括法をきっかけとして、地方分権の取り組みが進められ、市民と行政がともに個性や魅力あるまちづくりを進めようとする機運の高まりとともに、各地方自治体において、市民参画や協働についての仕組みづくりへの取り組みが広がってきています。

### 市民参画・協働の必要性

なぜ今、あらためて市民参画・協働なのでしょう。現在、日本では、右肩上がりの経済成長の時代が終わり、少子高齢化や高度情報化などが進むなかで、地域の社会経済環境が大きく変化してきています。その変化に対応し、市民の声を通して地域の課題やニーズを行政が的確に受け止め、まちづくりを進めることがこれまで以上に求められています。また、自治体財政が厳しい状況にあるなかでも、市民満足度の高い行政サービスを展開していくために、市民にとって必要性の高い施策・事業に重点的に資源を配分していくという視点や、地方分権時代にふさわしい特色ある地域づくりを進めるという視点からも市民参画の重要性が高まっています。

さらに、近年は、高齢者福祉や子育て、防災、防犯など地域の公共的課題が多様化・複雑化する一方で、住民の地域への帰属意識が薄れてきている傾向にあることから、地域の公共的課題を、行政だけでなく、地縁団体、NPO、ボランティア、企業など地域社会を構成する様々な主体間で協働して解決していく仕組みづくりが求められています。

このようななかで、市民参画・協働の推進に向けて各自治体の取り組みが新たに始められており、現在は、その理念の確立から、どのように具体化するのか、その手法や方法などが課題となってきています。

## 蕨市の市民参画・協働の流れと指針策定

以上のような、全国的な流れの一方で、本市においては、昭和34年の市制施行以降、これまでに二度、大きな市民参画・協働に向けた取り組みが行われてきました。一度目は、昭和44年の「蕨市民憲章<sup>※</sup>」制定から始まり、昭和49年の「蕨市コミュニティづくり推進条例<sup>※</sup>」制定など、各地区を単位としたコミュニティづくりを展開してきた時期です。当時、都市化が急速に進み、地域社会のつながりが希薄化してきたなかで、人と人との温かい心のつながりのある地域社会をつくることを目指して進められたものです。二度目は、育まれたコミュニティを土台として、昭和63年の「蕨市まちづくり条例<sup>※</sup>」制定など地域の景観形成等への一定の市民参画を進めてきた時期です。本市では、それぞれその時代において、コンパクトな市域であることを活かしながら、全国に先駆けて取り組み、多くの成果をあげ、市民参画・協働の基礎を築いてきました。

こうした流れのなかで、今後一層、魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民とともに地域の公共的課題を解決していくことがますます重要となってきました。そこで、市民参画については、市民に広く開かれた分かりやすい参画の機会や手続きを整えていくとともに、市民への説明責任を果たしていくことが求められています。また、協働については、これまで地域のつながりを土台として形づくられたコミュニティに加え、近年増えてきているNPO、ボランティアなどの特定のテーマに取り組む活動団体・グループと市との連携、協力について仕組みづくりを進めていくことが課題となっています。

そこで、これまでの成果の積み重ねや課題をふまえた上で、社会経済環境の変化、そして将来のまちの展望を見据え、本市としてのさらに充実した市民参画・協働の仕組みづくりに向けて、市民とともに取り組みを進めていくためにこの指針を策定するものです。

---

※ 資料編（16～17ページ）参照

## 2 市民参画・協働の基本方針

### (1) 指針の目的

市民が幸せに暮らせる地域づくりを進めていくことは、市民と市の共通の願いです。この指針は、まちの将来像「**歓びあふれる交流のまち わらび**」の実現を目指し、市民と市が協力して、地域のさまざまな課題を解決し、個性豊かで魅力あるまちづくりを進めていくために、第4次蕨市総合振興計画\*の重点プログラムに位置づけた「市民参画・協働の推進」を具現化する方針として策定するものです。

### (2) 推進の柱

#### 「市民参画制度の整備」

市政に関する情報を積極的に提供しながら、市民参画の機会を充実させるとともに、参画の手続きの整備などを行い、市民の実態的な参画が得られる「実効性」のある仕組みづくりを進め、市民の意思を市政へ一層反映することで、市民と市の信頼関係をさらに深めていきます。

#### 「協働の仕組みづくり」

NPO、ボランティアなどと市との協働のための基盤を整備していくとともに、その活動や情報の拠点となるセンター機能の整備などを行うことで協働に向けての環境づくりを進め、これまで培ってきたコミュニティの力と合わせて、市民の主体的活動を活性化し、地域社会全体の力として高めていきます。

### (3) 市民参画・協働の定義と指針の対象

#### ①市民参画

**定義** 本市における「市民参画」とは、「市の政策立案、施策の実施等にあたって、広く市民\*の意見を反映させるとともに、市民と市がともにまちづくりを進めることを目的として、市民が市政に参加すること」をいいます。

**対象** この指針において整備していく対象は、市の計画や条例等の案の策定などの「政策立案」、その「決定」及び「実施」、そして、実施結果に対する「評価」という市政運営における4段階の過程のうち、「政策立案」及び「評価」における市民参画手続きです。

---

\* 資料編（18～19ページ）参照

## ②協働

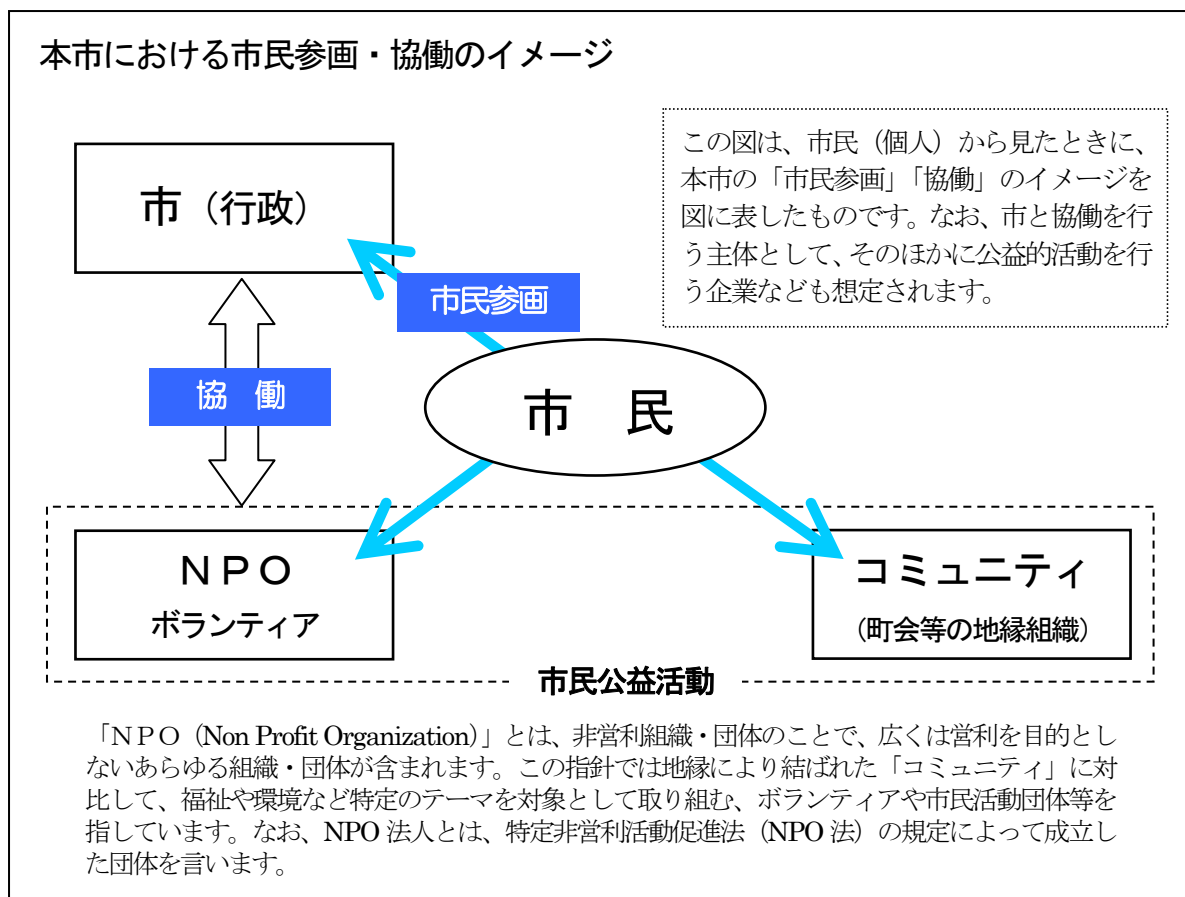
**定義** 本市における「協働」とは、「市民と市が目的を共有し、それぞれの役割を認めあい、自立した対等のパートナーとしての関係を構築しながら、地域課題や社会的な課題の解決（まちづくり）に向けて協力してともに働くこと」をいいます。

**対象** この指針において整備していく対象は、NPO、ボランティアなどの市民公益活動\*を行う団体と市が、共通の目的のためにともに事業\*に取り組むなどの協力・連携するための基本的な考え方や環境づくりです。

\*「市民」とは、「市内に在住、在勤、在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体」をいいます。

\*「市民公益活動」とは、「社会や地域社会の課題解決など、市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした、自主的で非営利な社会貢献活動」とします。

例えば、趣味の活動や構成員相互の利益を目的とした相互扶助的・共益的活動や政治、宗教の活動などは含まれません。



\*協働による「事業」は、市民の団体と市のそれぞれの関わりや役割の分担の仕方などから様々な実施の形が考えられます。

例えば、事業をともに運営する「共催」や市の仕事を市民の団体が代わりに行う「委託」、団体の活動を市が支援する「補助」などが挙げられます。事業については、その基本的な内容を公開し、団体と市の関係の透明性を確保するとともに、団体の自立化の促進にも十分配慮することが必要です。

#### (4) 推進にあたって

市民参画・協働の推進にあたっては、第4次蕨市総合振興計画に基づき、実施段階に向けてさらに内容を具体化するとともに、広く市民に呼びかけ、ともに経験を積み重ねながら、本市の実態にあわせた計画的な取り組みを進めます。

#### (5) 指針の見直し

この指針は、各取り組み事項の進捗状況や取り組みによる効果、社会情勢の変化、市民活動の状況などを踏まえ、3年をめぐりに見直しを行います。

### 3 市民参画・協働推進の取り組み

#### (1) 市民参画制度の整備

##### ① 情報公開・提供

###### 現状と課題

市政についてのさまざまな情報が市民に公開、共有されていることは、市民が市政に参画するために必要不可欠な土台です。しかし、現状では、市の審議会や懇談会等の会議の公開や、市民にとって必要な情報の提供方法についての統一的なルールがないなどの課題があります。今後は、情報公開の方法について、分かりやすい仕組みをつくるとともに、一層積極的な情報提供に努め、市政や地域の課題を市民と共有していくことが求められています。

###### 取り組み事項

###### ア) 審議会等の公開（会議の傍聴、会議録の公表）

- ・市が法令や条例に基づき設置する各種の審議会、協議会等と、規則や要綱で設置する懇談会等（以下「審議会等」<sup>※1</sup>という）の会議は公開するものとします。

ただし、法令または条例等により非公開とされているもの<sup>※2</sup>のほか、会議の内容が個人情報に関する事項を含む場合や、公開により会議の運営に支障をきたす場合等、審議会等で非公開と決定したときはこの限りではありません。

- ・公開は、審議会等の会議の傍聴及び会議録<sup>※3</sup>の公表により行います。

###### イ) 行政情報の積極的な提供

- ・市政運営の今後の方向性や課題など、特に市民や地域と密接に関係する重要な行政情報を市民に積極的に提供し、市民と市がともにまちづくりに取り組む風土を醸成します。
- ・情報提供の方法としては、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビのさらなる活用のほか、効果的に周知できる媒体を積極的に活用するとともに、市民が必要な情報を得ることができる多様な機会づくりに努めます。

---

※1 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審査会、審議会、協議会等の「附属機関」、また規則、要綱により設置する懇談会等の「附属機関に準ずる機関」を指します。

※2 法令、条例等により非公開としている事例としては、蕨市規則で非公開としている、蕨市民生委員推薦会、蕨市情報公開及び個人情報保護審査会等があります。

※3 会議における主な発言内容などについて要約して会議内容の概要を記録したものや、会議における各人の発言内容等について全て記録したものを指します。



## ② 市民参画の機会の拡充

### 現状と課題

本市では、これまで地域に密着したまちづくりを進めてきましたが、現状では、政策の立案について、市民参画の機会をいつどのように持つのか統一的なルールがなく、市民からの意見も市が聞き置くだけで一方通行になってしまう場合も見受けられます。今後は、より開かれた仕組みとして市民参画の機会を充実し、政策決定する過程の中で市民がいつどのような方法で参画できるかを分かりやすく示すとともに、市民からの意見に対して、市としてどのように対応したのか、その内容についても説明していくことが求められています。

### 取り組み事項

#### ア) パブリック・コメント（市民意見公募）制度の導入

- ・市の基本的な計画や条例等（以下「計画等」<sup>※4</sup>という）の案を策定する過程においては、その内容を公表し、広く市民から意見または情報（以下「意見等」という）を求め、その意見等を考慮して意思決定する手続き（パブリック・コメント手続）をとるものとしします。
- ・パブリック・コメントで寄せられた市民からの多様な意見等については、計画等の策定の意思決定を行った際に、それに対する市の考え方について公表していきます。

#### イ) 審議会等委員の公募枠の新設・拡大

- ・市政に関心を持ってもらえる市民の層を広げていくためにも、審議会等の委員には公募委員の枠を設けるものとしします。  
ただし、審議会等のうち法令等により委員の資格が定められているもの、委員に専門的な知識や経験を必要とするもの、このほか、個人情報に関する事項を取り扱うものなどについてはこの限りではありません。

#### ウ) 既存制度の積極的活用とさらなる充実

- ・既に実施している市民参画の機会となっている制度（市民意識調査、モニター<sup>※5</sup>、出前講座など）について、積極的な活用を図るとともに、必要なものについては見直しを行い、より参画しやすい内容に充実していきます。また、あわせてそのほか新しい方法についても研究していきます。

※4 ①総合振興計画など市の基本的な政策を定める計画や、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画、②市の基本的な制度を定める条例、市民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、市民等に義務を課し、または権利を制限する条例などを指します。

※5 例えば市の広報や消費生活など、行政の各種事業等について、市からの参加呼びかけに応じて登録した市民から、意見や提言などをいただく制度です。

## エ) 市民参画条例などさらなる制度化の検討

- ・この指針に基づく各種の市民参画の取り組みについて実践と検証を重ねながら、市民参画制度の継続的発展を図るため、条例化等による制度の整備について積極的に検討します。

## ③ 市民への制度の普及

### 現状と課題

市民参画制度は、市民に浸透し、実際に多くの人に参画してもらえる制度とならなければ、その目的である地域の課題解決や魅力あるまちづくりにつながりません。しかし、市民に理解を深めてもらうための環境づくりが十分に進んでいない状況です。今後は、市民への制度の普及を積極的に行うとともに、市民参画についての分かりやすい情報提供や、「また参画してみたい」と思える魅力ある制度づくりへ、常に工夫や改善をしていくことが求められています。

### 取り組み事項

#### ア) 市民への制度の周知、啓発

- ・参画制度の導入においては、広報紙やホームページのほか、市民に直接説明できる出前講座等を積極的に活用して制度の周知を図るとともに、主体的にまちづくりに参画している市民を核として、その裾野を広げていくことにより、市民に理解を深めていただけるよう努めます。

#### イ) 市民参画の機会等についての分かりやすい情報提供

- ・市民参画の機会を設けるときには、参画を望む市民に等しく機会が提供され多くの参画が得られるよう、またそれぞれの情報に興味、関心がある市民が、その情報を確実に得られるよう配慮します。
- ・情報提供に際しては、できる限り分かりやすい表現を用いるよう努めます。

#### ウ) 市民が情報を入手しやすい環境づくり

- ・市民が参画の手続きや、審議会等の内容などの市政情報を自由に入手できるよう、各コミュニティ・センターにインターネット端末を設置するなど、環境づくりを進めます。

#### エ) 制度の継続的改善

- ・参画した市民の感想や意見を聞きながら、制度運用の課題把握に努め、制度の継続的な改善に努めます。

#### ④ 職員による制度活用の推進

##### 現状と課題

職員全員に市民参画制度の趣旨が浸透し、市民とともにまちづくりを進める力がなければ、制度は機能しません。しかし、現状では、市民参画に対する職員の意識や能力も十分に高まっているとはいえません。今後は、職員に制度の趣旨や運用について周知し、能力の向上に努めるとともに、職員の声を反映したさらなる制度の改善を進めていくことが求められています。

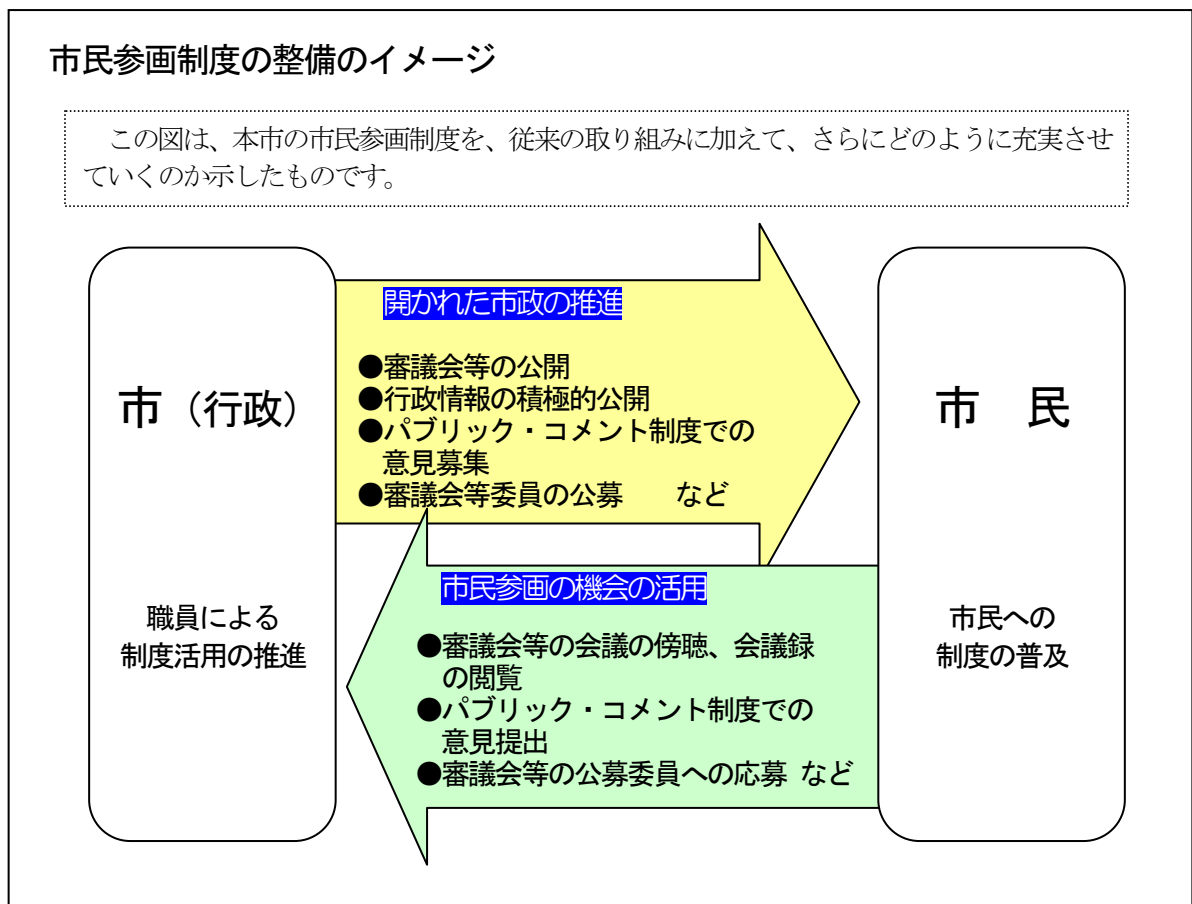
##### 取り組み事項

###### ア) 職員の情報共有体制の確立

- ・市民参画制度の理念、手法、運用方法などについて、マニュアル等を整備し、全職員に周知徹底を図ります。
- ・市民参画について総合的に担当する部署を市に設置し、各部署で参画制度を運用する場合の相談体制を整えます。

###### イ) 職員の能力向上を図る研修の実施

- ・市民参画推進の基礎となる職員の対話能力やコーディネート能力等を、各種職員研修において一層向上させていきます。



## (2) 協働の仕組みづくり

### ①NPO、ボランティアなどとの協働の基盤づくり

#### 現状と課題

本市では、これまで5地区を単位としてコミュニティ活動を進めてきていますが、その一方で近年は、子育てや防犯など特定のテーマを対象とした活動に取り組むNPOやボランティアが増えてきています。しかし、現状では、NPO、ボランティアの実態について十分に把握できていなかったり、各部署で市民との協働の取り組みへの対応が異なったりする場合も見受けられます。今後は、市民との協働に関する総合的な窓口を設置するとともに、本市の特性を活かしてどのような協働のまちづくりを進めていくのか、市民とともにその仕組みづくりに取り組んでいくことが必要です。

#### 取り組み事項

##### ア) NPOやボランティアの実態調査の実施

- ・本市のNPO、ボランティアの活動状況等について実態調査を行い、市民と市が協働を進めていくための可能性や課題を把握し、今後の取り組みに活かします。

##### イ) 協働の仕組みづくりを進める懇談会の設置

- ・NPO、ボランティアの代表者や市職員などで構成する、「(仮称) 協働ネットワーク懇談会」を設置し、NPOやボランティアの団体間及び団体と市との情報交換をはじめ、本市の目指す協働の具体的なあり方や、それぞれの役割分担、取り組みのステップなどについて、他自治体の先進的事例などの調査研究も行いながら、意見交換や協議をしていきます。

##### ウ) 協働を進める総合窓口の設置

- ・市民との協働について総合的に担当する部署を市に設置し、NPO、ボランティアについての県の取り組みとの連携、役割分担を図りながら、市民と市が協働する場合の相談を受け付ける窓口となるほか、市民と市の各部署をコーディネートする役割を担っていきます。また、協働の取り組み事項の進捗状況について、総合的な把握や調整なども行っていきます。

##### エ) 市民への理解の醸成と活動の促進

- ・市民と市の協働については、本市の協働の目的や仕組みをはじめ、実際に行われている市民の様々な活動の状況を、広報紙やホームページ等で積極的に周知するとともに、各種の活動を行う団体等に協働のまちづくりに向けたはたらきかけを行い、市民に協働への理解を深めていただき、活動の輪がさらに広がるよう努めていきます。

## ②センター機能の整備

### 現状と課題

市民の主体的な活動を高め、協働による豊かな地域社会をつくっていくためには、NPOやボランティアなどに関心のある市民が、積極的にその活動に参加したり、新たな活動を始めたりしていくことが大切です。しかし、これらの個々の活動については、参加したいと思う人から見ると、意外に情報が不足していたり、同じような活動をしている団体間の連携・協力がしづらかったりしている状況があります。今後は、個人と個人、個人と団体、団体と団体といった様々な主体の出会いや交流の核となる場を整備し、市民の主体的な活動の輪を広げ、協働の環境づくりを進めていくことが必要です。

### 取り組み事項

#### ア) 総合的な活動センターの設置

- ・市民の活動をサポートしていくため、情報の提供や活動・交流場所の提供、人材や団体の育成、相談の受付など、様々な支援の拠点となる「(仮称)市民活動サポートセンター」を設置します。
- ・センターの運営については、市民とともに十分協議し、市民主体のよりよい形態を検討します。

#### イ) 情報のネットワークづくり

- ・センターには、協働に関する市や各団体の情報を集約し、関心のある個人や団体が自由に必要な情報を入手したり、発信したりできるよう、交流のネットワークを広げることができる拠点としての体制を整えます。

#### ウ) 市民への学習・研修の実施

- ・NPO、ボランティア団体の設立などについて、希望する市民に対して学習会、研修会を開催し、人材、団体の育成を促進します。

## ③まちづくりへの展開

### 現状と課題

市民の主体的な活動を土台としながら、様々な分野で市との協働事業を進めていくことは、これからの時代、自治体にとって欠くことのできない視点です。しかし、現状では、まだそのための環境づくりや機運の高まりも十分とはいえません。また、NPOやボランティアなどの活動と地域のコミュニティ活動の関わりについても、お互いが協力し合える環境が十分とは言えない状況です。今後は、市との協働事業について、そのルールづくりやモデル事業などについて調査研究を進めていくとともに、NPOやボランティアなどの

活動と地域のコミュニティ活動をお互いが活かし合えるように結び付けて、地域全体の力として高めていく取り組みが求められています。

#### **取り組み事項**

##### **ア) 協働のモデル事業の検討**

- ・現在行っている行政サービスや、新たに生じた公共的課題について、市民と市の協働事業として何を対象とし、どのような手法を用いて協働を進めていくべきなのかなどを、市民とともに考え、本市の協働のモデル事業として進めていきます。
- ・協働事業を進める際のルールや、協働に携わった市民が再び携わりたいと思えるような仕組みについてもあわせて検討します。

##### **イ) コミュニティ活動とNPO・ボランティア活動との連携**

- ・地域のコミュニティ活動とNPOやボランティアの活動が、お互いに必要な部分で活用または協力し合えるよう、双方の効果的な連携を促進する情報交換や交流の場づくりを進めていきます。

#### **④協働のまちづくりを推進する職員の育成**

##### **現状と課題**

協働のまちづくりを進めるためには、職員が協働する市民と目的を共有し、互いの立場や自主性を尊重しながら、新たな関係や仕組みを市民とともにつくっていくことが必要です。しかし、現状では、職員が市民との関係において「市から市民に願う」「市民からの要望に市が対応する」など、従来の意識から脱却しきれないのが実情です。今後は、協働の理念や方向性について職員に周知し、意識の向上に努めるとともに、協働のためのコーディネーターを育成し、協働事業を進めるノウハウを確立していくことが求められています。

#### **取り組み事項**

##### **ア) 職員の情報共有体制の確立**

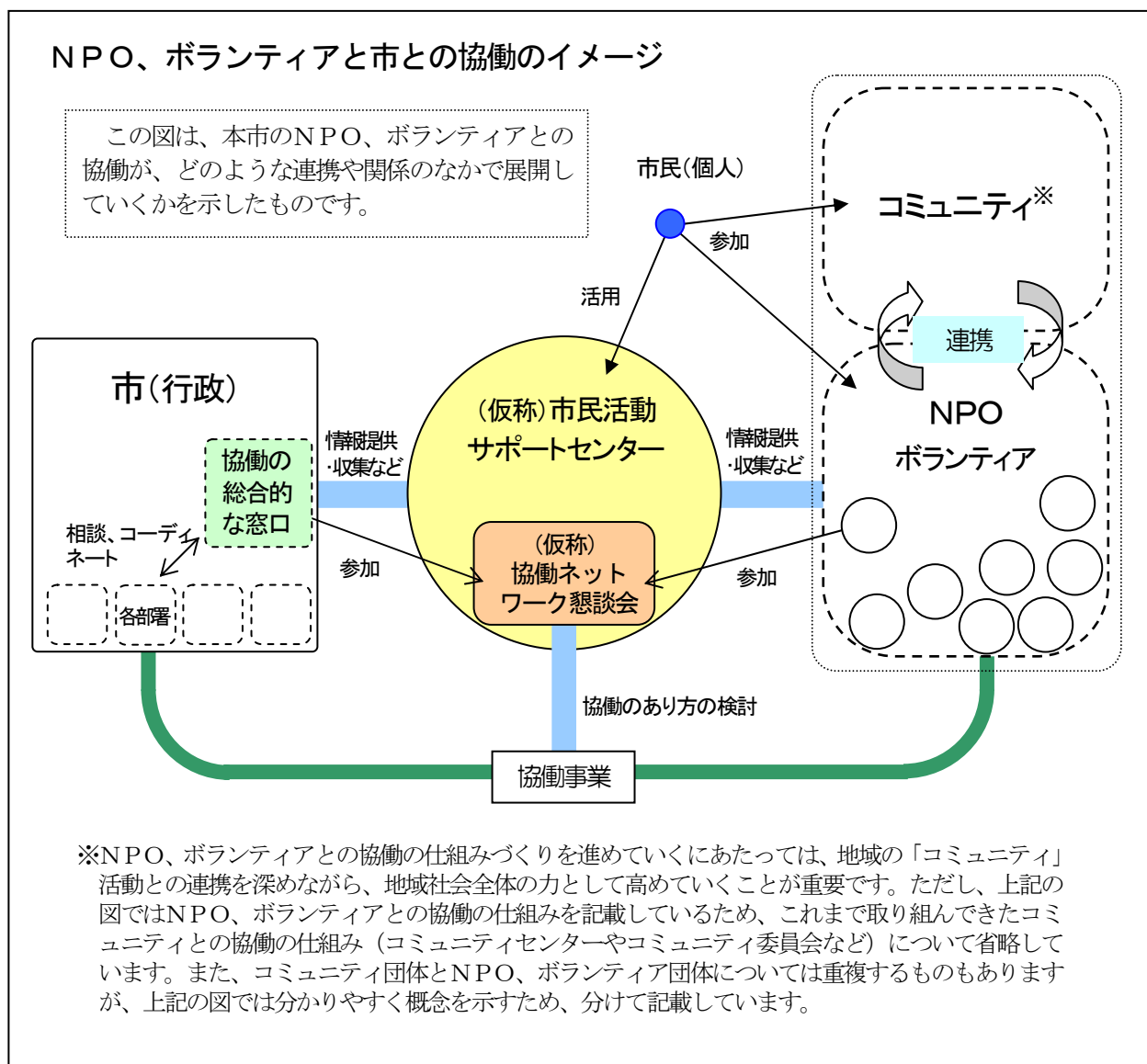
- ・本市の協働の基本的な方針や取り組みの方向性などについて、全職員に周知徹底を図るとともに、協働に関する各種情報を提供していきます。

##### **イ) 職員の能力向上を図る研修の実施**

- ・協働推進の基礎となる職員の対話能力やコーディネート能力等を、各種職員研修において一層向上させていきます。

## ウ) 協働のコーディネーターとなる職員の育成

- ・市民と市のネットワークの要となり、協働のコーディネーターとなる専門的な知識や技能を持った職員を育成します。



# 資料編



## ○蕨市民憲章（昭和44年11月1日制定）

蕨市は、首都圏における枢要な近代都市として、急激な発展を遂げつつあります。

私たちは、この態勢に立脚して、市民憲章を掲げ、理想のまちの実現に、力強く前進いたします。

1. 私たちは、みんなで力を合わせ、住みよい、美しいまちをつくりあげましょう。
1. 私たちは、互いに励まし、助け合って、しあわせな家庭をつくりあげましょう。
1. 私たちは、環境を整え、きまりを守り、健康で明るい地域社会をつくりあげましょう。
1. 私たちは、年寄りを敬い、子どもを健やかに育て、心豊かなまちをつくりあげましょう。
1. 私たちは、伝統ある郷土の歴史を基として、新しい文化をつくりあげましょう。

## ○蕨市コミュニティ（近隣社会）づくり推進条例（昭和49年3月30日条例第4号）

蕨市の基本構想は、市民生活の場における人間相互の連帯と融和の意識の高揚を図り、あわせて豊かな郷土愛の心を培うことを目的としている。

ここに、市民と行政が一体となり、蕨市民憲章に掲げる理想のまちの実現に努めるため、この条例を定める。

しかしながら、コミュニティづくりは、市民の自由な意思と積極的な参加に基づかなければならないことを銘記しなければならない。

（市長の責務）

第1条 市長は、蕨市総合振興計画基本構想に定める新しいコミュニティの形成を図るため、市民参加のもとに、中央、塚越、南町、錦町及び北町の行政区域を目途とし、コミュニティ施設の整備、充実を図るものとする。

（市民の責務）

第2条 市民は、市民憲章の精神にのっとり、コミュニティの醸成とその活動の促進に努めるものとする。

（センターの設置）

第3条 市長は、第1条の行政区域に、コミュニティの拠点としてコミュニティ・センター（以下「センター」という。）を設置するものとする。

（センターの管理）

第4条 市長は、市民の意見を尊重し、センターの管理に当たるものとする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

## ○蕨市まちづくり条例（昭和63年3月31日条例第1号）

素晴らしい都市は、そこに住む市民一人ひとりのまちを愛する心が築きあげていくものです。

未来に夢をはせ、まちを愛し、身近なところからまちづくりに努力を重ね続ける市民の心がひとつになって、はじめて個性的で心豊かなまちづくりの花が咲き、実を結ぶと確信します。

ここに市民と行政との協働によって、やすらぎとふれあいのあるより魅力あるまち蕨市を実現するため、この条例を定めます。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、住民等の参加によるまちづくりを推進し、安全でうらおいのある良好な環境（以下「良好な環境」という。）を形成するため、まちづくりについての必要な事項及び都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第2項の規定に基づく地区計画等の案の作成手続に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民等 蕨市内に居住する者、土地又は建物を所有する者及び借地権を有する者並びに蕨市内で業を営む者をいう。
- (2) 地区まちづくり方針 第7条第1項の規定により策定された方針をいう。
- (3) 地区計画等 法第12条の4第1項に定める地区計画及び沿道地区計画をいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、良好な環境を形成するための必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市長は、施策の策定及び実施に当たっては、住民等の意見を十分に反映するよう努めなければならない。

（住民等の責務）

第4条 住民等は、良好な環境づくりに努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

### 第2章 良好な環境の形成

（推進地区の指定）

第5条 市長は、良好な環境の形成を推進するため、地区まちづくり方針の策定が必要な地区を良好な環境形成推進地区（以下「推進地区」という。）として指定することができる。

2 専ら良好な環境の形成を目的とし、その活動が当該地区住民等の多数の支持を得ていると認められる当該地区住民等の団体は、前項の規定による推進地区の指定を市長に申請することができる。

3 市長は、推進地区を指定しようとするときは、

説明会の開催等をして、地区住民等に十分説明する措置をとらなければならない。

- 4 市長は、推進地区を指定しようとするときは、あらかじめ蕨市まちづくり審議会の意見を聞かななければならない。
- 5 市長は、推進地区の指定をしたときは、その旨を公告しなければならない。
- 6 前3項の規定は、推進地区の変更又は廃止の場合に準用する。

(地区まちづくり協議会)

第6条 市長は、良好な環境の形成を推進することを目的として推進地区住民等が設置した団体で、次の各号に該当するものを地区まちづくり協議会として認定することができる。

- (1) 推進地区住民等の自発的参加の機会が保障されていると認められるもの
  - (2) 構成員が、推進地区住民等であり、かつ、当該構成員にまちづくりに関して知識経験を有する者が含まれているもの
  - (3) その活動が、推進地区住民等の多数の支持を得られると認められるもの
  - (4) その活動の成果を推進地区住民等に周知させることができるものと認められるもの
- 2 前項に規定する認定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する地区まちづくり協議会が、同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、その他地区まちづくり協議会として適当でないとして認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(地区まちづくり方針)

第7条 地区まちづくり協議会は、良好な環境の形成を推進するため、推進地区住民等の意見を反映して地区まちづくり方針を策定し、市長に提案することができる。

- 2 市長は、良好な環境の形成を推進するための施策の策定及び実施に当たっては、地区まちづくり方針に配慮するよう努めるものとする。
- 3 推進地区住民等及び事業者は、建築物その他の工作物等の新築、増築又は改築、土地の区画形質の変更等を行おうとするときは、地区まちづくり方針の内容に配慮しなければならない。

### 第3章 地区計画等の案の作成手続

(地区計画等の案の作成手続)

第8条 法第16条第2項の規定に基づく都市計画に定める地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)の提示方法及び意見の提出方法に関しては、この章の定めるところによる。

(地区計画等の原案の提示方法)

第9条 市長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 地区計画等の種類、名称、位置及び区域

(2) 地区計画等の原案の縦覧場所

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、地区計画等の案を作成しようとする場合において、必要と認めるときは、説明会その他必要な措置を講ずるものとする。

(意見の提出方法)

第10条 地区計画等の原案に対する意見は、前条第1項の規定による縦覧開始の日から3週間以内に市長に対し、文書により提出することができる。

### 第4章 助成等

(地区まちづくり協議会に係る助成等)

第11条 市長は、地区まちづくり協議会の運営及び地区まちづくり方針の作成に要する経費について、必要と認めるときは、その一部を助成することができる。

- 2 市長は、地区まちづくり協議会が、地区まちづくり方針を作成するために必要と認めた場合で、地区まちづくり協議会から要請されたときは、まちづくり専門家を派遣することができる。
- 3 市長は、まちづくり専門家を派遣したときは、その業務に要する経費の全部又は一部を負担するものとする。

(まちづくり事業に係る助成等)

第12条 市長は、推進地区住民等のうち当該地区の地区計画等又は緑化協定等の自主協定に沿ったまちづくり事業を行う者に対し技術的援助を行い、又はその事業に要する経費の一部を助成し、若しくは融資をあっ旋することができる。

### 第5章 蕨市まちづくり審議会

(蕨市まちづくり審議会の設置)

第13条 推進地区の指定及び変更又は廃止について審議するため、蕨市まちづくり審議会を置く。

### 第6章 雑則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

○第4次蕨市総合振興計画（平成16年3月策定）…内容を抜粋し、まとめています

総合振興計画は、まちづくりの長期的な展望を示し、行政のすべての分野における施策運営や事業展開の拠り所となると同時に、市民と行政の共通のまちづくりの目標となるものであり、その構成は、基本構想、基本計画、実施計画の三層構造からなります。基本構想は平成16年度から25年度までの10年間、基本計画も同じく10年間（ただし、5年程度で見直し）、実施計画は毎年見直しながら向こう3年間を対象とします。

**まちづくりの理念と姿勢**

蕨市のまちづくりの根底に流れる理念と姿勢を以下のとおりとします。

○ まちづくりの理念 ○

**「市民一人ひとりの尊重」 「真に豊かな暮らしの実現」 「未来の世代への継承」**

○ まちづくりの姿勢 ○

**「市民と行政の協働」**



**まちの未来像** 今後10年間で蕨市がめざすべき姿として以下の未来像を掲げます。

**ふれあい  
喜びあふれる交流のまち わらび**

人々が安心して暮らせる“生活のまち”として、すべての年代を通じ、一人ひとりが自分の個性に合わせ、楽しく学び、働き、遊び、住むことのできるまちをめざします。市民の主体的な活動と活発な交流を基盤にし、子どもたちの夢を育て、高齢者が生き生きと暮らす、にぎわいや喜びに満ちたまちづくりを進めていきます。



**まちの基本フレーム**

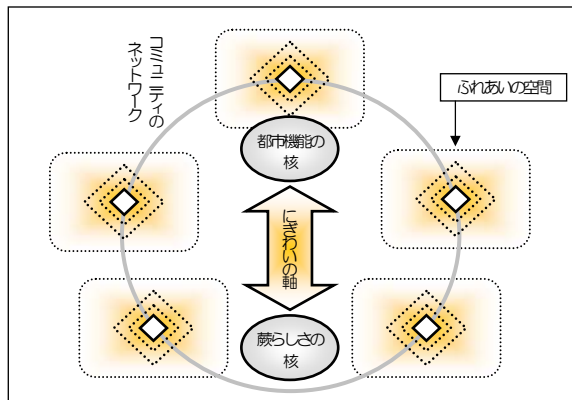
今後10年間のまちづくりを進めるにあたり、まちの基本的なフレームを以下のように設定します。

(1) 将来人口のフレーム

この基本構想の計画期間における人口は、概ね7万人と想定します。

(2) 都市形成のフレーム

蕨駅周辺の都市機能の核と歴史・文化などの蕨らしさの核をつないでにぎわいの軸とし、各地区の公共施設などを中心にしたふれあいの空間を結んだコミュニティのネットワークを形成します。



## まちづくりの基本方向と重点プログラム

まちの将来像の実現を目指し、今後 10 年間におけるまちづくりの基本方向と重点目標を以下のように定めています。そして、「まちづくりの基本方向」に沿って、分野横断的な視点から、今後 10 年間で重点となる具体的な施策や事業で構成した、5つの「重点プログラム」を基本計画に定めています。

まちづくりの基本方向	重点プログラム
<p>1 各世代のライフスタイルを応援するまちづくり</p> <p>重点目標：安心して子どもを産み育てられる環境の充実 高齢者が生き生きと心豊かに暮らせる地域づくり</p>	<p>○みらい育成プログラム</p> <p>○生涯現役プログラム</p>
<p>2 都市の魅力と安全性を高めるまちづくり</p> <p>重点目標：まちの特徴・魅力の形成 きめ細かな安全性・快適性の向上</p>	<p>○キラリ WARABI プログラム</p> <p>○くらし安心プログラム</p>
<p>3 多様な市民活動が生活を支えるまちづくり</p> <p>重点目標：市民と市民を結ぶ新たな仕組みづくり 多様な市民活動の支援</p>	<p>○手づくり協働プログラム</p>

「市民参画・協働のまちづくり指針」は、上記の重点プログラムの「手づくり協働プログラム」を具現化する方針として策定されています。

## 手づくり協働プログラム

市民による活動と行政が連携した協働のまちづくりを進めます。市民がそれぞれの自己実現をめざしながら主体的に活動し、その活動がお互いを支え合い、高め合うことのできるまちを実現するため、長年培われてきた地域のつながりと市民の新たな活動を積極的に支援するとともに、市民と行政の協働の基盤として、市民参画の仕組みづくりを進めます。

### ●市民の主体的な活動の活性化

- 市民活動を支える環境の整備
- 総合的な活動センターの整備

### ●市民参画の仕組みづくり

- 市民参画の機会の充実
- 市民参画の基盤の強化